資料5-1

政務活動費手引きの見直しについて
（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）

１　諮問事項の概要

［提案理由］政務活動費のより適切な取扱いに向けて、検討する。

［概要説明］インターネット回線使用料　１/２以下の額に按分かつ上限額を設けることとする。

コピー機リース代　１/２以下の額に按分かつ上限額を設けることとする。

※各上限額については、本案件を検討する際に協議する。

２　政務活動費の考え方（小田原市議会）

ある活動に要した費用が、一般的、外形的な事実から、政務活動以外の活動にも利用されることが推認され、「政務活動」と「政務活動以外の活動」に利用された割合を客観的な資料に基づいて説明できない場合は、２分の１を上限として按分することとする。

- 按分の割合は、一部（携帯電話料金、ガソリン代、固定電話料金、事務所賃借料）を除き、明確な定めは設けていないが、論理的に説明できることが必要
- 「携帯電話料金、ガソリン代、固定電話料金、事務所賃借料」以外の支出についても、活動の実態に合った、適切な按分が必要

３　按分の特例（小田原市議会）

	按分率	按分後の金額における上限額	備考
携帯電話料金	５０％	１万円／月	
ガソリン代	５０％	１万円／月	
固定電話料金	５０％	※上限額の設定なし	
事務所賃借料	５０％	※上限額の設定なし	自宅に事務所を設置している場合は、按分の有無に関わらず計上不可

４　県内１９市における取扱状況

	支出可否			
	可	具体な按分率や上限額の規定あり	不可	その他
コピー機リース代	１４市	*2市*	3市	2市
インターネット回線使用料	１２市	*2市*	5市	2市

※詳細については、資料5-2を参照

県内他市における政務活動費（支出可否・按分率等）の取扱状況

資料5-2

	コピー機リース代			インターネット接続料金（光回線・プロバイダなど）		
	支出可否	按分率等に関する定めの有無等		支出可否	按分率等に関する定めの有無等	
		有	無		有	無
小田原市	○		按分率等の定めはないが、使用実績に応じ按分	○		按分率等の定めはないが、使用実績に応じ按分
横浜市	○		按分の考え方は他の経費と同様	○		按分の考え方は他の経費と同様
川崎市	○		使用実績に応じて按分	○		使用実績に応じて按分
相模原市	○		使用実態に応じて按分	○	使用実態に応じて按分 上限 4000 円	
横須賀市	○		按分率等の定めなし	○		按分率等の定めなし
平塚市	○	月額使用料の 50%を限度とする		○		按分は各議員の利用状況に応じて検討をお願いしている
鎌倉市	○		按分率等の定めなし	○		按分率等の定めなし
藤沢市	○		按分率等の定めはない 実態に合った合理的な算出により行うことを原則とし，算出が困難な場合は、各議員が個々に活動状況を判断する上で社会通念上合理的な理由をもって定めることになる	○		按分率等の定めはない 実態に合った合理的な算出により行うことを原則とし，算出が困難な場合は、各議員が個々に活動状況を判断する上で社会通念上合理的な理由をもって定めることになる
茅ヶ崎市	○		按分率等の定めなし	×	支出不可	
逗子市	×	リースについては取扱いを定めていない		○		按分率等の定めなし
三浦市	―	政務活動費を交付していない		―	政務活動費を交付していない	
秦野市	○		按分率等の定めなし	×	支出不可	
厚木市	○	利用実態により 1/4 から全額		○	政務活動以外での使用が混在している場合は、1/4 を上限とした額	
大和市	×	支出不可		×	支出不可	
伊勢原市	○		按分率等の定めなし	×	不可	
海老名市	○		定めはないが支出可	○		定めはないが支出可
座間市	―	事例なし		―	事例なし	
南足柄市	○		按分率等の定めなし	○		按分率等の定めなし
綾瀬市	×	支出不可		×	会派室でのインターネット料金は事務局で契約し、公費から支出している	

※本資料は、議会改革検討委員会（令和４年１月 18 日）における参考資料３（神奈川県内の政務活動費に関する情報）をもとに一覧化したもの

資料 5-3

調査票（政務活動費手引きの見直しについて）

会派名：＿＿＿＿＿＿＿＿

提出期限：令和４年５月16日（月）　正午

			インターネット回線使用料	コピー機リース代
按分率	按分率設定への考え方		有　・　無 ※上記とする理由	有　・　無 ※上記とする理由
		「有」とした場合 具体的な按分率	支出額の　　　　％	支出額の　　　　％
上限額	上限額設定への考え方		有　・　無 ※上記とする理由	有　・　無 ※上記とする理由
		「有」とした場合 具体的な上限額	円／月	円／月